

〔緊急連載〕新型コロナウイルス感染症への法務対応(2)

株主総会①——準備・運営

濱口耕輔 弁護士

一 はじめに

政府が二〇二〇年二月二十五日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」では、「イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するように要請する」とされている。また、安倍首相も、同月二十六日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、それ以後二週間のイベント等の中止、延期または規模縮小等の対応を要請している。他方で、会社法二九六条一項では、株式会社の時株主総会は毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならぬとされており、会社法上、定時株主総会の開催を中止することは想定されていない。定時株主総会の準備・運営においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、慎重に対応を進める必要がある。なお、本稿執筆時点は二〇二〇年三月五日である。

二 来場の自粛要請

まず、当日出席が見込まれる株主数や株主総会の開催場所によっては、招集通知や自社のホームページにおいて、株主に対して来場の自粛を要請することが考えられる。高齢の方、基礎疾患を抱えている方、妊娠している方

等に特に注意喚起を促している例もある。加えて、来場した株主について、会場でサーモグラフィー検査を導入し、一定以上の発熱が確認された場合や、頻繁に咳き込んでいたり明らかなに異常な呼吸器症状が認められる場合には、感染拡大を防止するため退席を求めるとも許容されよう。

三 インターネットを利用した株主総会の実施

株主が来場しなくても株主総会の状況をタイムリーに把握できるよう、インターネットを介してライブ中継することが考えられる。たとえば、誰もがアクセスできるウェブサイトでストリーミング配信するほか、株主が事前に通知されたIDやパスワードによる本人確認を経た上専用のウェブサイトで動画を視聴できるようにすることが考えられる。この場合、通常、株主は株主総会に出席することに当たらないので、視聴している株主は当日の出席株主数にはカウントされず、質問や動議を行うことも想定されない。もともと、株主総会の会場とインターネットにより視聴する株主との間で情報伝達の双方向性や即時性が確保されていれば、インターネットを利用した株主総会への参加および議決権の行使をも認められるとされていることから（注

一）、さらに一歩踏み込んでそのような対応をとることも検討に値する。インターネットを利用した株主総会の実施については、経済産業省が二〇二〇年二月二十六日に公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」で論点が整理されているので、参照されたい。

（注一）相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編著「論点解説 新・会社法」（商事法務、二〇二〇年）四七二頁。なお、会社法上、株主総会の招集に際して株主総会の場所を定めなければならないとされている（会社法二九八条一項一号）ことなどに照らし、物理的な会場を伴わない株主総会の開催は解釈上困難とされている。

四 定時株主総会の延期

新型コロナウイルスの感染拡大を理由とする定時株主総会の延期については法務省が見解を公表している（注二）。それによると、新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとされている。もともと、定款で定時株主総会の議決権の基準日が定められている場合で、当該基準日から三カ月以内定時株主総会を開催できないときは、新たに議決権行使のための基準日を定めた上で公告する必要がある（会社法二二四条三項）。その場合、上場会社はその内容をただちに開示する必要があり。また、剰余金の配当については、特定の日を配当の基準日とする定款の定めがある場合でも、新型コロナウイルス

感染症に関連しその日を基準日として剰余金の配当を実施できない場合は、異なる日が可能とされている。配当を実施する日が可能とされている。

（注二）法務省「定時株主総会の開催に「on-line」(http://www.moj.go.jp/MINJUM_inf07_00021.htm)。

五 運営上の留意点

新型コロナウイルスについて空気感染は報告されていないものの、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがあると考えられており、株主総会の会場で感染が拡大しないよう、会場設置と運営において留意すべき点も少なくない。参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置のほか、出席株主用にマスクを準備しその着用を要請する、株主席に余裕を持たせる、会場の空気がこもらないように風通しをよくする等の措置をとることが望ましい。また、長時間の総会にならないよう迅速かつ効率的な総会運営を心がけることも肝要であろう。さらに、万が一株主総会の開催中に感染が疑われる出席株主が確認された場合具体的なフロアを事前に整理しておく必要がある。会場係員など、その健康管理にも配慮する必要がある。そして、通常の株主総会と異なる運営方針については、株主総会の冒頭で議長からその概略を説明しておくことが望ましい。

（はまぐち・こうすけ）